

道路のり面・土工構造物の個別施設計画

令和4年3月策定

令和7年3月改定



目 次

1. 対象施設

2. 道路のり面・土工構造物の現状

2.1 管理施設の分類

2.2 道路土工構造物の管理状況

3. 道路のり面・土工構造物の維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

3.2 点検方法・点検頻度

4. 計画期間

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

6. 道路のり面・土工構造物の状態、対策内容、実施時期

6.1 点検結果

6.2 対策内容と実施時期

7. 記録

1. 対象施設

延岡市が管理する道路土工構造物のうち、「道路土工構造物点検要領」（平成 29 年 8 月）に基づき令和 2 年度に点検を実施した 4 箇所、令和 6 年度に点検を実施した 1 箇所の合計 5 箇所を対象とします。

2. 道路のり面・土工構造物の現状

2.1 管理施設の分類

- ①切土のり面 ②盛土のり面 ③グラントアンカー工 ④擁壁工
⑤落石防護柵（柵、網工等） ⑥落石予防工 ⑦その他斜面安定工
⑧カルバート工

2.2 道路土工構造物の管理状況

管 理 施 設	単位	数量
切土のり面	箇所	5

※令和 7 年 3 月現在

3. 道路のり面・土工構造物の維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路利用者及び第三者被害のおそれのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を目指す。

3.2 点検方法・点検頻度

巡視の機会を通じた状況把握を基本とする。

4. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、道路巡視等を踏まえ随時実施する。

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮し修繕や交換の優先順位を決定する。

6. 道路のり面・土工構造物の状態、対策内容、実施時期対策費用

6.1 点検結果

NO.	路線名	施設種別	点検延長	判定
1	貝の畑土々呂線	切土のり面	40m	I
2	横谷線①	切土のり面	50m	I
3	横谷線②	切土のり面	160m	I
4	若葉通線	切土のり面	220m	III
5	尾払線	切土のり面	65m	III

判定区分	判定の内容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態）
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

6.2 対策内容と実施時期

NO.	施設種別	施設種別 詳細	路線名	場所	点検 実施時期 (又は把握)	対策要否	措置内容	措置実 施時期	概算費用 (千円)
4	切土のり面	吹付工	若葉通線	延岡市 平原町	R2	要	再吹付	R4～R9	343,000
5	切土のり面	法枠工外	尾払線	延岡市 北方町	R6	要	※検討中	R6～R10	※検討中

7. 記録

点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を道路台帳及び道路照明台帳へ確実に記録し、これを保管する